総務財政委員会 案件一覧

(令和6年11月28日開催分)

○付託議案審査 7件

部局	(案)	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
		第 132 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例	1	根次 声 部 E
		第 133 号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例	2	堀江 人事課長
		第 129 号議案 大田区長等の給料等に関する条例の 一部を改正する条例		
総務部	1	第 130 号議案 大田区行政委員会の委員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
		第 131 号議案 大田区監査委員の給与等に関する条 例の一部を改正する条例	3	鈴木 総務課長
		第 134 号議案 大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例の一部を改正する条例		
		第 135 号議案 大田区議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例		

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

(1) 給料表 [第5条 別表第1・2・3・4・5]

項目	内 容
行政職給料表	・行(一)について、初任給、若年層に重点を置きつつ、
(一)(二) 医療職給料表	全ての級及び号給について、給料月額を引上げる。
(一) (三) (三)	・その他の給料表は、行(一)との均衡を考慮した改定を行う。

(2) 特別給(期末手当・勤勉手当)[第21条]

- ・年間の支給月数を 0.2 月引上げ (現行 4.65 月→4.85 月)
- ・引き上げ分は、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

【現行】一般職員の場合(再任用職員以外の職員)

	6月	12 月	計
期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
勤勉手当	1. 125 月	1. 125 月	2.250月
計	2. 325 月	2. 325 月	4.650月

【改正後】

	令和6年度		令和7年度以降			
	6月	12 月	計	6月	12 月	計
期末手当	1.200月	1.300月	2.500月	1.250月	1. 250 月	2.500月
勤勉手当	1.125月	1. 225 月	2.350月	1.175月	1.175月	2.350月
計	2.325月	2. 525 月	4.850月	2. 425 月	2. 425 月	4.850月

(3) 扶養手当〔第10条〕

扶養手当額に係る配偶者等に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額の増額について改定を行う。

【各年度における扶養手当の手当額】

年度 扶養親族		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者等		6,000円	4,000 円	2,000円	廃止
	子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円
特定加算※		4,000円	4,000円	4,000円	4,000 円
父母等		6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

※特定加算は、満 15 歳に達する日後の最初の4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3月31日までの子が対象

2 改正理由

- (1)給与等実態調査により、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 11,029円(2.89%)を解消するため、給料表を改定する。
 - 人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向を踏まえて初任給を引上げる。
- (2)民間の特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引上げ 4.85 月とする。
- (3) 国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、改正する。

3 施行予定日

- (1)公布の日。給料表の改定は令和6年4月1日から適用する。
- (2) 令和6年度分は公布の日、令和7年度以降分は令和7年4月1日。
- (3) 令和7年4月1日。受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

○職員の給与に関する条例

昭和26年10月16日 条例第19号

第1条から第9条の2まで(現行のとおり) (初任給調整手当)

- 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用さ れた職員には、当該各号に掲げる額を超えない範 **囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつ** ては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に 係るものにあつては採用の日から5年以内、第3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日か ら3年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職 に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会 規則(以下「人事委員会規則」という。)で定め る期間を経過した日)から1年を経過するごとに その額を減じて、初任給調整手当として支給す る。
 - (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の うち、採用による欠員の補充が困難であると認 められる職で人事委員会が定めるもの 月額 27万5,700円
 - (2)・(3) (現行のとおり)
- 2から3まで(現行のとおり)
- 第10条から第20条まで(現行のとおり)

(期末手当)

第21条 (現行のとおり)

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の13 0を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の 規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職 員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「100分の130」と あるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」 とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。
- 4・5 (現行のとおり)

第21条の2から第21条の3まで(現行のとおり) (勤勉手当)

第21条の4 (現行のとおり)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤

旧(現行)

○職員の給与に関する条例

昭和26年10月16日 条例第19号

第1条から第9条の2まで(略)

(初任給調整手当)

- 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用さ れた職員には、当該各号に掲げる額を超えない範 **囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつ** ては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に 係るものにあつては採用の日から5年以内、第3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日か ら3年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職 に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会 規則(以下「人事委員会規則」という。)で定め る期間を経過した日)から1年を経過するごとに その額を減じて、初任給調整手当として支給す る。
 - (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の うち、採用による欠員の補充が困難であると認 められる職で人事委員会が定めるもの 月額

26万8,500円

(2) • (3) (略)

2から3まで(略)

第10条から第20条まで(現行のとおり)

(期末手当)

第21条 (略)

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の12 0を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の 規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職 員の給与月額に100分の102.5を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「100分の120」と あるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」 とあるのは「100分の58.75」とする。

4 • 5 (略)

第21条の2から第21条の3まで(略)

(勤勉手当)

第21条の4 (略)

旧(現行)

務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5 (第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」 とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」と あるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。

4から6まで(現行のとおり)

第21条の5から第23条まで(現行のとおり)

別表第1から第5まで(略)(全部改正)

務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5 (第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、100分の130)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」 とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」と あるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。

4から6まで(略)

第21条の5から第23条まで(略)

別表第1から第5まで(略)(全部改正)

○職員の給与に関する条例

昭和26年10月16日 条例第19号

第1条から第9条の2まで(略)

(初任給調整手当)

- 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
 - (1) 医療職給料表 (一) の適用を受ける職員の うち、採用による欠員の補充が困難であると認 められる職で人事委員会が定めるもの 月額 31万5,200円
 - (2) (3) (略)
- 2 · 3 (略)

(扶養手当)

- 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して 支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計 の途がなく主としてその職員の扶養を受けてい るものをいう。

(削除)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

旧(第1条による改正後の条例案)

○職員の給与に関する条例

昭和26年10月16日 条例第19号

第1条から第9条の2まで(略)

(初任給調整手当)

- 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
 - (1) 医療職給料表 (一) の適用を受ける職員の うち、採用による欠員の補充が困難であると認 められる職で人事委員会が定めるもの 月額 27万5,700円
 - (2) (3) (略)
- 2 · 3 (略)

(扶養手当)

- 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して 支給する。
 - 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)

- (4) (略)
- (5) (略)
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族 の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に 掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶 養親族たる子」という。) 10,500円
 - (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶 養親族 6,000円

4 (略)

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある 場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する 事実が生じた場合においては、その職員は、直ち にその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)(略)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第<u>2</u>号若しくは第<u>4</u>号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

2から4まで(略)

第11条の2 (略)

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1)(略)

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出 をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。以下同じ。) 又はパートナーシップ関 係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティで あり、互いを人生のパートナーとして、相互の人 権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し 合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関 係に相当すると任命権者が認める二者間の関係 をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関 係の相手方」という。) (配偶者及びパートナー シップ関係の相手方のいずれもない職員にあつ ては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で 規則で定めるものを除く。) に同居するときに世 帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月 額2万7,000円以上の家賃を支払つているもの

旧(第1条による改正後の条例案)

- (5) (略)
- (6) (略)
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族 の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に 掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号及び第3号から第6号までに 該当する扶養親族 6,000円
 - (2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶 養親族たる子」という。) 9,000円

4 (略)

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある 場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する 事実が生じた場合においては、その職員は、直ち にその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)(略)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

2から4まで(略)

第11条の2 (略)

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該 当する職員に支給する。

(1)(略)

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員に あつては、満18歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払つているもの

2 · 3 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の12 5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の 規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職 員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」と あるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」と あるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。

4 • 5 (略)

第21条の2及び第21条の3 (略)

(勤勉手当)

第21条の4 (略)

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5(第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、100分の135)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」 とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」 とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。

4から6まで (略)

第21条の5から第23条まで(略)

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(第21条第2項及び第3項並び に第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除 く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以 下「第1条による改正後の条例」という。)の規 定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の

2 · 3 (略)

(期末手当)

第21条(略)

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の13 ①を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の 規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職 員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」と あるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」 とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。

4 • 5 (略)

第21条の2及び第21条の3 (略)

(勤勉手当)

第21条の4 (略)

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5(第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」 とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」と あるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。

4から6まで (略)

第21条の5から第23条まで(略)

日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

<u>(施行日から令和7年3月31日までの間におけ</u>る異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する 場合においては、改正前の条例の規定に基づいて 支給された給与は、第1条による改正後の条例の 規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで の間における第2条の規定による改正後の職員 の給与に関する条例(以下「第2条による改正後 の条例」という。)第10条第3項の規定の適用 については、同項第1号中「10,500円」とあるの は、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで の間における第2条による改正後の条例第10条 第3項の規定の適用については、同項第1号中 「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。
- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで の間において、第2条の規定による改正前の職員 の給与に関する条例第10条第2項第1号に規定 する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 を扶養する職員については、第2条による改正後

新	旧(第1条による改正後の条例案)
の条例第 10 条第2項及び第3項の規定にかかわ	
らず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に	
限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給す	
<u>るものとする。</u>	
1 令和7年度 4,000円	
2 令和8年度 2,000円	
(委任)	
9 付則第3項から第5項までに定めるものの	
ほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人	
事委員会が定める。	

総務財政委員会 令和6年11月28日 総務部 資料2番 所管 人事課

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

特別給(期末手当)の支給月数を 0.2 月引き上げる。〔第 16 条及び第 29 条〕 引き上げ分は、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

【現行】

	6月	12 月	計
期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
勤勉手当	1.125月	1.125月	2.250月
計	2. 325 月	2. 325 月	4.650月

【改正後】

			令和6年度		令和7年度以降		
	\	6月	12 月	計	6月	12 月	計
期末手当	É	1.200月	1.300月	2.500月	1. 250 月	1. 250 月	2.500月
勤勉手当	É	1.125月	1. 225 月	2. 350 月	1.175月	1.175月	2.350月
計		2. 325 月	2. 525 月	4.850月	2. 425 月	2. 425 月	4.850月

2 改正理由

常勤職員の特別給を引上げることを踏まえ、年間の支給月数を 0.2 月引上げる。

3 施行予定日

令和6年度分は公布の日、令和7年度以降分は令和7年4月1日。

蛇

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例

> 令和元年10月4日 条例第26号

第1条から第15条まで (現行のとおり) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第16条(現行のとおり)

- 2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で 定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で 定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (現行のとおり)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 (現行のとおり)

- 2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で 定める額に、100分の122.5を乗じて得た額に、勤 務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて 得た額とする。
- 3及び4 (現行のとおり)

第17条から第28条まで(現行のとおり)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第29条 (現行のとおり)

- 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (現行のとおり)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第29条の2 (現行のとおり)

- 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、100分の122.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (現行のとおり)

第30条から第33条まで(現行のとおり)

旧(現 行)

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例

> 令和元年10月4日 条例第26号

第1条から第15条まで (略)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 (略)

- 2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で 定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で 定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 (略)

- 2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で 定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤 務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて 得た額とする。
- 3及び4 (略)

第17条から第28条まで(略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第29条(略)

- 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第29条の2 (略)

- 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

第30条から第33条まで(略)

蛇

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例

> 令和元年10月4日 条例第26号

第1条から第15条まで (略)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条(略)

- 2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で 定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で 定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 (略)

- 2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で 定める額に、100分の117.5を乗じて得た額に、勤 務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて 得た額とする。
- 3及び4 (略)

第17条から第28条まで(略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第29条 (略)

- 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第29条の2 (略)

- 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、100分の117.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

第30条から第33条まで(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

旧(第1条による改正後の条例案)

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例

> 令和元年10月4日 条例第26号

第1条から第15条まで (略)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 (略)

- 2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で 定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で 定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 (略)

- 2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で 定める額に、100分の122.5を乗じて得た額に、勤 務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて 得た額とする。
- 3及び4 (略)

第17条から第28条まで(略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第29条 (略)

- 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第29条の2 (略)

- 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、100分の122.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 (略)

第30条から第33条まで(略)

総務財政委員会 令和6年11月28日 総務部 資料3番 所管 総務課

大田区特別職報酬等の改定について

1 給料・報酬月額の改定について

(1) 改定内容

一般職員に対する給与改定内容を踏まえ、給料・報酬月額を引上げる。

(2) 改定額一覧

		現行月額(円)	改定後月額(円)	増減額 (円)	増減率(%)
区 E	区長	1, 158, 200	1, 168, 600	10, 400	0.90
長 等	副区長	929, 500	937, 800	8, 300	0.89
委員会	教育長	831, 600	<u>839, 000</u>	7, 400	0.89
	※委員	246, 600	248,800	<u>2, 200</u>	0.89
選挙管	※委員長	296, 400	<u>299, 000</u>	2,600	0.88
管 理 委	※職務代理	266, 500	<u>268, 800</u>	<u>2, 300</u>	0.86
理委員会	※委員	246, 600	<u>248, 800</u>	<u>2, 200</u>	0.89
監	※議員選出	171,800	<u>173, 300</u>	<u>1,500</u>	0.87
查委	※識見	357, 400	<u>360, 600</u>	3,200	0.90
員	常勤監査委員	627,000	<u>632, 600</u>	<u>5, 600</u>	0.89
	議長	931, 500	<u>939, 800</u>	8,300	0.89
_	副議長	785, 800	<u>792, 800</u>	7,000	0.89
区議会	委員長	659, 900	665,800	<u>5, 900</u>	0.89
	副委員長	633, 000	<u>638, 600</u>	<u>5, 600</u>	0.88
	議員	614, 100	619,600	<u>5,500</u>	0.90

※印の職にある者には期末手当は支給されない。

(3) 施行日 令6年12月1日

2 期末手当の改定について

(1) 改定内容

一般職員の改定月数の改定率を準用し、年間の支給月数を引上げる。 (区長・副区長・常勤監査委員・教育長 0.16 月 現行 3.83 月→3.99 月 区議会議員 0.17 月 現行 4.05 月→4.22 月)

(2) 区長・副区長・常勤監査委員・教育長の支給月数

【現行】

	6月	12 月	計
支給月数	1.915月	1.915月	3.83月

【改定後】

	6月	12 月	計
(1)令和6年度	1.915月	<u>2.075 月</u>	<u>3.99月</u>
(2)令和7年度以降	<u>1.995 月</u>	<u>1.995 月</u>	3.99月

(3) 区議会議員の支給月数

【現行】

= - · · · =			
	6月	12 月	計
支給月数	2.025 月	2.025 月	4.05月

【改定後】

	6月	12月	計
(1)令和6年度	2.025 月	<u>2.195 月</u>	4.22月
(2)令和7年度以降	<u>2.11月</u>	<u>2.11月</u>	4.22月

(4) 施行日

- ア 令和6年度分 令和6年12月1日
- イ 令和7年度以降分 令和7年4月1日

3 改正する条例名

- (1) 大田区長等の給料等に関する条例
- (2) 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 大田区監査委員の給与等に関する条例
- (4) 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (5) 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日

新

条例第33号

第1条 (略)

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

第3条及び第4条 (略)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、6月及び12月に支 給する各期末手当の額は、それぞれ、次に 掲げる額の合計額に100分の207.5を乗じ て得た額に、同条例の適用を受ける職員の 例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

別表1 (第2条関係)

職名	給料月額
区長	1, 168, 600円
副区長	937,800円

別表 2 (略)

○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号

第1条 (略)

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

旧

第3条及び第4条 (略)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、6月及び12月に支 給する各期末手当の額は、それぞれ、次に 掲げる額の合計額に100分の191.5 で得た額に、同条例の適用を受ける職員の 例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

別表1 (第2条関係)

職名	給料月額
区長	1,158,200円
副区長	929, 500円

別表 2 (略)

○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号

第1条から第4条まで (略)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、6月及び12月に支 給する各期末手当の額は、それぞれ、次に 掲げる額の合計額に100分の199.5を乗じ て得た額に、同条例の適用を受ける職員の 例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

別表1及び別表2 (略)

<u>付 則</u>

この条例中第1条の規定は令和6年12月 1日から、第2条の規定は令和7年4月1日 から施行する。 ○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号

第1条から第4条まで (略)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 動手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、6月及び12月に支 給する各期末手当の額は、それぞれ、次に 掲げる額の合計額に100分の207.5を乗じ て得た額に、同条例の適用を受ける職員の 例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

別表1及び別表2 (略)

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新

○大田区行政委員会の委員の報酬及び 費用弁償に関する条例

> 昭和31年9月28日 条例第11号

第1条 (略)

(報酬の額)

第2条 委員会の委員等の報酬は、選挙管理 委員会の補充員を除き、月額とし、その額 は、別表による。

2 (略)

第3条及び第4条 (略)

別表(第2条関係)

委員会の名称	報酬)	月額
教育委員会	委員	248,800円
選挙管理委員	委員長	299,000円
会	委員長職務代	268,800円
	理者	
	委員	248,800円

付 則

この条例は、令和6年12月1日から施行す

<u>る。</u>

○大田区行政委員会の委員の報酬及び 費用弁償に関する条例

> 昭和31年9月28日 条例第11号

第1条 (略)

(報酬の額)

第2条 委員会の委員等の報酬は、選挙管理 委員会の補充員を除き、月額とし、その額 は、別表による。

2 (略)

第3条及び第4条 (略)

別表 (第2条関係)

委員会の名称	報酬丿	月額
教育委員会	委員	246,600円
選挙管理委員	委員長	296, 400円
会	委員長職務代	266,500円
	理者	
	委員	246,600円

○大田区監査委員の給与等に関する条例

平成 4 年12月 4 日 条例第71号

第1条 (略)

(給料額及び報酬額)

- 第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の 財務管理、事業の経営管理その他行政運営 に関し優れた識見を有する者のうちから 選任された監査委員(以下「識見監査委員」 という。)で常勤のもの(以下「常勤の監 査委員」という。)の給料の額は、月額63 万2,600円とする。
- 2 識見監査委員で非常勤のものの報酬の 額は、月額36万0,600円とする。
- 3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額17万3,300円とする。

第3条 (略)

(その他の給与)

第4条 (略)

2 (略)

- 3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に100分の207.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

4から6まで (略)

第5条 (略)

ΙП

○大田区監査委員の給与等に関する条例

平成 4 年12月 4 日 条例第71号

第1条 (略)

(給料額及び報酬額)

- 第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の 財務管理、事業の経営管理その他行政運営 に関し優れた識見を有する者のうちから 選任された監査委員(以下「識見監査委員」 という。)で常勤のもの(以下「常勤の監 査委員」という。)の給料の額は、月額62 万7,000円とする。
- 2 識見監査委員で非常勤のものの報酬の 額は、月額35万7,400円とする。
- 3 議員のうちから選任された監査委員の 報酬の額は、月額17万1,800円とする。

第3条 (略)

(その他の給与)

第4条 (略)

2 (略)

- 3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に100分の191.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

4から6まで (略)

第5条 (略)

大田区監査委員の給与等に関する条例(第2条による改正)新旧対照表 新 ○大田区監査委員の給与等に関する条 ○大田区監査委員の給与等に関する条 例 例 平成 4 年12月 4 日 平成 4 年12月 4 日 条例第71号 条例第71号 第1条から第3条まで (略) 第1条 (略) (その他の給与) (その他の給与) 第4条 (略) 第4条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、6月及び12月に支給す 3 期末手当の額は、6月及び12月に支給す る場合のそれぞれについて、次に掲げる額 る場合のそれぞれについて、次に掲げる額 の合計額に100分の207.5を乗じて得た額 の合計額に100分の199.5を乗じて得た額 に、給与条例の適用を受ける職員の例によ に、給与条例の適用を受ける職員の例によ り支給割合を乗じて得た額とする。 り支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 給料月額及びこれに対する地域手 (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額 当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額 得た額 (3)給料月額に100分の25を乗じて得た (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た 額 額 4から6まで (略) 4から6まで (略) 第5条 (略) 第5条 (略) 付 則

この条例中第1条の規定は令和6年12月 1日から、第2条の規定は令和7年4月1日

から施行する。

○大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例

> 昭和31年10月2日 条例第14号

第1条 (略)

(給料の額)

第2条 教育長の給料は、月額<u>83万9,000円</u> とする。

第3条及び第4条 (略)

(支給方法等)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、6月及び12月に支 給する各期末手当の額は、それぞれ、次に 掲げる額の合計額に100分の207.5を乗じ て得た額に、同条例の適用を受ける職員の 例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

第6条 (略)

ĺΗ

○大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例

> 昭和31年10月2日 条例第14号

第1条 (略)

(給料の額)

第2条 教育長の給料は、月額<u>83万1,600円</u> とする。

第3条及び第4条 (略)

(支給方法等)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、6月及び12月に支 給する各期末手当の額は、それぞれ、次に 掲げる額の合計額に100分の191.5 で得た額に、同条例の適用を受ける職員の 例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

第6条 (略)

郭

○大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例

> 昭和31年10月2日 条例第14号

第1条から第4条まで (略)

(支給方法等)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、6月及び12月に支 給する各期末手当の額は、それぞれ、次に 掲げる額の合計額に100分の199.5を乗じ て得た額に、同条例の適用を受ける職員の 例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

第6条 (略)

付 則

この条例中第1条の規定は令和6年12月 1日から、第2条の規定は令和7年4月1日 から施行する。 ΙH

○大田区教育委員会教育長の給与等に 関する条例

> 昭和31年10月2日 条例第14号

第1条から第4条まで (略)

(支給方法等)

- 第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通 勤手当及び期末手当の額、支給方法その他 支給に関しては、職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第19号)の適用を受ける職 員の例による。ただし、6月及び12月に支 給する各期末手当の額は、それぞれ、次に 掲げる額の合計額に100分の207.5を乗じ て得た額に、同条例の適用を受ける職員の 例により支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 給料月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額
 - (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて 得た額
 - (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額

2及び3 (略)

第6条 (略)

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (第1条による改正) 新 旧対照表

新

○大田区議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例

昭和31年9月28日

条例第10号

第1条 (略)

(議員報酬の額)

第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のと おりとする。

議長の職にある議員 月額 <u>93万9,800</u> 円

副議長の職にある議員 月額 <u>79万2,80</u> <u>0円</u>

委員会委員長の職にある議員 月額 <u>66</u> <u>万5,800円</u>

委員会副委員長の職にある議員 月額 63万8,600円

議員 月額 61万9,600円

第3条及び第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその額との45を乗じて得た額との合算額に100分の219.5を乗じて得た額との合算額に100分の219.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるよの者の在職期間(議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。)の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 か月	100分の100
3か月以上6か月未	100分の60
満	
3か月未満	100分の30

○大田区議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例

> 昭和31年9月28日 条例第10号

第1条 (略)

(議員報酬の額)

第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のと おりとする。

議長の職にある議員 月額 <u>93万1,500</u> 円

副議長の職にある議員 月額 <u>78万5,80</u> 0円

委員会委員長の職にある議員 月額 <u>65</u> 万9,900円

委員会副委員長の職にある議員 月額 63万3,000円

議員 月額 61万4,100円

第3条及び第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその額との45を乗じて得た額との合算額に100分の202.5を乗じて得た額との合算額に100分の202.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるよの者の在職期間(議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。)の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 か月	100分の100
3か月以上6か月未	100分の60
満	
3か月未満	100分の30

新	旧
3 (略)	3 (略)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (第2条による改正) 新 旧対照表

○大田区議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例

昭和31年9月28日

条例第10号

第1条から第4条まで (略) (期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に100分の211を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。)の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 か月	100分の100
3か月以上6か月未	100分の60
満	
3か月未満	100分の30

3 (略)

第6条 (略)

付 則

この条例中第1条の規定は令和6年12月 1日から、第2条の規定は令和7年4月1日 から施行する。 ○大田区議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例

> 昭和31年9月28日 条例第10号

第1条から第4条まで (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者に支給する。 第2条に定める議員報酬月額とその額との。 第2条に定める議員報酬月額とその額と 第2条に定める議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との 合算額に100分の219.5を乗じて得た額に 基準日以前6か月以内の期間におけるより の者の在職期間(議員が任期満了等に議 その職を離れ、その月又は翌月に再び議員 に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。)の区分に応じて、次の表に 定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 か月	100分の100
3か月以上6か月未	100分の60
満	
3か月未満	100分の30

3 (略)

第6条 (略)